

神奈川県立障害福祉関係施設  
指定管理者評価委員会審査報告書  
(神奈川県聴覚障害者福祉センター)

平成22年 8 月

## 1 審査報告書作成の経緯

神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者の選定にあたり、神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）は、応募団体から提出された申請書の書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った。

このたび、委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告する。

## 2 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
石渡 和実	東洋英和女学院大学教授	学識経験のある者
高橋 温	新横浜法律事務所弁護士	法務に関する識見のある者
野中 茂	日本公認会計士協会神奈川県 公認会計士	経理に関する識見のある者
藤村 和静	かながわ福祉サービス第三者評価 推進機構運営委員長	県立障害福祉施設の事業内容に 精通した者
青野 滋	前平塚ろう学校校長	施設利用者代表等

## 3 選定の経過

平成22年 4月14日	募集要項配布	
平成22年 4月14日	質問の受付	
平成22年 4月23日	現地説明会	参加団体 2団体
平成22年 5月25日、6月8日	現地視察等	
平成22年 6月14日	募集受付終了	応募団体 1団体
平成22年 7月27日	委員会開催（書面審査、プレゼンテーション、ヒアリング 及び指定管理者候補の協議・選定）	

#### 4 審査基準

選定基準		審査項目	審査の観点	配点	指定の基準 (条例 規則)	審査の対象とする 申請書類の該当箇所	
大目	小目						
サービスの向上	1 指定管理業務実施に当たっての考え方	(1) 管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が聴覚障害者福祉センターの役職と整合しているか ・聴覚障害者福祉に関する理念があるか	3	条例第5条第1号及び第3号 規則第3条第1号及び第3号	事業 画書 1(1)	
		(2) 委託の考え方	業務の一部を委託する場合の業務内容及び管理・指導体制の状況	3		事業 画書 1(2)	
	2 施設の維持管理	(1) 施設の適正な維持管理	施設設備、財産、物品の管理及び総務事務の実施状況	3	条例第7条第2号 規則第3条第1号	事業 画書 2(1)	
		3 利用者への対応	(1) 利用促進のための取組み	より多くの利用を図るための取組みや広報・PRの状況		3	規則第3条第2号
	(2) 苦情・要望等への対応		利用者からの意見・要望への対応及び苦情処理やトラブルへの対応状況	3	規則第3条第2号	事業 画書 3(2)	
	(3) 利用者サービスの取組み		新たな字幕入り映像ライブラリー提供等への取組み及びIT化に対応するための方策 聴覚障害者への支援としての取組み状況 情報提供施設としての業務の取組み状況 聴覚障害者をサポートする人材の養成や体制の整備の可及取組み状況 聴覚障害者をサポートする者へのフォローの取組み状況 地域連加支援の取組み体制 指定管理業務として行う施設管理及び利用者サービスに関する新たな発想に基づく事業提案の状況	規則第3条第2号	事業 画書 3(3)ア		
				規則第3条第2号	事業 画書 3(3)イ		
				規則第3条第2号	事業 画書 3(3)ウ		
				規則第3条第2号	事業 画書 3(3)エ		
				規則第3条第2号	事業 画書 3(3)オ		
				規則第3条第2号	事業 画書 3(3)カ		
				規則第3条第2号	事業 画書 3(3)キ		
	(4) 自主事業の実施		施設の特徴をより効果的に活かすために自主事業の状況	3	規則第3条第2号	別紙事業計画及び収支 画書(任意表)	
	4 安全管理	(1) 日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組みの状況	3	条例第7条第2号 規則第3条第1号	事業 画書 4(1)	
		(2) 緊急時の対応	事故等の緊急事態が発生した場合の対応の状況	3		事業 画書 4(2)	
	5 その他	(1) 関係団体等との連携	関係団体や周辺地域との連携や交流の考え方	3		事業 画書 5(1)	
	の節減等	1 適切な経費	(1) 事業計画等との関係	指定管理業務を行うための経費の精算の状況	10	条例第5条第5号 規則第3条第2号	支出 画書 様式3-1, 2, 3 事業 画書
		2 節減努力	(1) 提案額	提案された指定管理料の経費削減の割合	20		
団体の業務遂行能力	1 人的な能力	(1) 執行体制	・業務の基準を満たしつつ、効果的・効率性の指定管理業務を行うための人員確保や配置の状況 ・障害者雇用の考え方について	5	条例第5条第4項 規則第3条第1号	事業 画書 1(1)	
		(2) 人材育成等	安定して指定管理業務を行うための人材育成の方策や職員採用の状況	3		事業 画書 1(2)	
	2 財政的な能力	(1) 財務状況	法人の経営環境の状況及び事業の継続性・安定性の割合	3	条例第5条第5号	法人事業 画書 法人事業 画書 直近の事業年度分の 決算書表 直近年度の経理 画書	
		3 法令等を遵守する能力	(1) 法律等の整備等	・指定管理業務を実施するために必要な法人の法律等の整備の状況 ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況		3	条例第5条第3号
	(2) 個人情報保護の考え方		個人情報保護法に於ける考え方・方針及び個人情報取扱いの状況	3	事業 画書 2(2)		
	4 その他	(1) これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	3	条例第5条第4号	事業 画書 3(1)	

## 5 審査の実施方法

### (1) 委員会の運営

附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の規定に基づき公開とした。

### (2) 審査の実施方法

委員会は、審査基準に基づき、各申請者から提出された申請書類による書類審査をあらかじめ実施した後、面接審査（応募者からのプレゼンテーション(30分)及びヒアリング(30分)）を実施し、指定管理者として適当と判断される指定管理者を選定した。

## 6 審査結果（優秀提案者名）

審査委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を優秀提案者と決定した。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

7 審査得点

選定基準		審査項目	配点	各委員による 仮採点結果					最終 結果	
大項目	小項目			A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員		
サービスの向上	1 指定管理業務実施に当たったの考え方	(1) 管理運営方針	3	3	2	2	3	3	3	
		(2) 委託の考え方	3	2	2	2	3	3	2	
	2 施設の維持管理	(1) 施設の適正な維持管理	3	2	2	2	3	3	2	
		3 利用者への対応	(1) 利用促進のための取組み	3	3	2	2	3	2	2
	(2) 苦情・要望等への対応		3	2	2	2	2	2	2	
	(3) 利用者サービスの取組み		字幕ライブ配信提供等	5	4	3	3	4	3	3
			聴覚障害児者への支援	3	3	2	2	3	2	2
			情報提供施設としての業務	3	3	2	2	3	3	2
			聴覚障害者をサポートする人材の養成等	3	3	2	2	3	3	3
			聴覚障害者をサポートする者へのフォロー	3	3	2	2	3	3	3
			地域活動支援	3	3	2	2	3	3	3
	新たな発想	3	3	2	2	2	2	2		
	(4) 自主事業の実施	3	2	2	2	1	2	2		
	4 安全管理	(1) 日常時の安全管理	3	3	2	2	3	2	2	
		(2) 緊急時の対応	3	3	2	2	2	2	2	
5 その他	(1) 関係団体等との連携	3	3	2	2	3	3	2		
費の管理 経節減	1 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	10	10	10	10	10	10	10	
	2 節減努力	(1) 提案額	20	4	4	4	4	4	4	
団体の業務遂行能力	1 人的な能力	(1) 執行体制	5	4	5	3	3	3	3	
		(2) 人材育成等	3	3	3	2	2	2	2	
	2 財政的な能力	(1) 財務状況	3	2	3	2	2	3	2	
	3 法令等を遵守する能力	(1) 諸規程の整備等	3	3	2	2	3	3	2	
		(2) 個人情報保護の考え方	3	3	2	2	2	2	2	
4 その他	(1) これまでの実績	3	3	3	3	3	3	3		
合 計			100	77	65	61	73	71	65	

8 提案の概要及び審査講評（委員会としての講評）

団体名	提案の概要及び審査講評
<p>社会福祉法人 神奈川聴覚障 害者総合福祉 協会</p>	<p>1 サービスの向上について (1) 利用促進のための取組み ホームページによる積極的な広報、施設見学会の実施、イベント開催、講座の開催、福祉機器の貸出による利用促進 関係団体等との連携、くつろぎの館内、ホスピタリティー(「触れ合うことから始める」おもてなしの気持ち)による利用促進 (2) 利用者サービスの取組み 字幕入り映像ライブラリー提供等に関する取組み及びIT化に適應するための方策として、自主制作番組における字幕、音声の情報提供方法の工夫、ストリーミング配信(動画)等の情報発信、遠隔地情報保障を行えるシステムの構築、メールの活用 聴覚障害児者の支援として、聴力検査や補聴器適合等の実施、乳幼児指導及びコミュニケーション方法の指導 聴覚障害者をサポートする体制の整備として、手話通訳者、要約筆記者(手書きとパソコン)の養成・派遣、神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会の実施 聴覚障害者をサポートする者へのフォローとして、スキルアップ研修の開催、手話通訳者合格直後から1年間の研修の取組み、頸肩腕健診の実施 地域活動支援として、聴覚障害児者が生活する市町村を支援するためのピアカウンセラー研修、手話通訳者等派遣担当者研修等の実施、聴覚障害児の保護者への支援のための市町村、医療機関、療育機関等の専門機関とのネットワークづくり 聴覚障害についての理解拡大の取組みとして、地域への参加など (3) 関係団体との連携 当事者団体、情報保障当事者団体との意見交換による相互理解、相互支援の推進</p> <p>2 管理経費の節減等について 提案された指定管理料 150,408千円(平成23年度) (県が提示した参考価格からの節減率 0.6%)</p> <p>3 団体の業務遂行能力について (1) 執行体制 常勤職員13名、非常勤職員9名の22名体制(うち障害者5名(聴覚障害者3名)) 手話通訳者2名以上、要約筆記者1名以上、言語聴覚士1名以上、聴力測定技術者1名以上配置 (2) これまでの実績 聴覚障害者福祉センターを平成14年度から管理運営受託、平成18年度から指定管理</p>
<p>提案の概要</p>	<p>委員5名による協議により、委員会としての評価を行った結果、評価点の合計は65点となった。 県の求める水準を満たし、神奈川県聴覚障害者福祉センターの指定管理者として適格性を有すると判断した。 優れていると評価した主な項目は、次のとおりであった。 聴覚障害当事者が運営に関わっており、運営に当たっての考え方が当事者主体の視点に立ったものとなっている。</p>
	<p>審査講評</p>

	<p>聴覚障害者をサポートする手話通訳者及び要約筆記者の養成体制が整えられている。</p> <p>手話通訳者及び要約筆記者者へのスキルアップ研修など聴覚障害者をサポートする者へのフォロー体制が整えられている。</p> <p>ピアカウンセラー研修、聴覚障害児の地域での子育て支援など地域活動支援に取り組むとしている。</p> <p>なお、さらなる取組みについては、地域のボランティアを活用するなど、より一層のサービスの向上と経費の節減に取り組むことが期待される旨の意見があった。</p>
--	--

## 9 議事概要（主要論点）

各委員が事前に仮採点した上で、委員会としての評価の議論を行った。

サービスの向上

### 5 (1) 関係団体等との連携

<ヒアリング実施後の審査>

- (A 委員) 先ほどのヒアリングを受けてですが、私も余り高い評価ができないのですが。
- (B 委員) もうちょっと頑張っただけだった。
- (D 委員) 視覚障害者と違って聴覚障害者ではボランティアが参加するフィールドは少ない。
- ボランティアの活用について、手話通訳者などの方とのつながりだけでとどまってしまうという感じが強い。
- (B 委員) 直接支援は難しいのはわかるのですが、もうちょっと地域のボランティアの活用をうまくやって欲しいと思った。
- (D 委員) そうだね。
- (E 委員) 時間があればもっと聞きたかったのだが、もっと外部のボランティアを入れて経費の削減を図るなどして欲しかった。ライブラリーの整理にボランティアをあてているとのことだが、それだけにとどまらず、字幕の制作にまでボランティアを養成させるなどがあればよかった。
- (D 委員) 2点ですね。殻を破っていただけなかった。
- (A 委員) そうですね、東京の聴覚障害者の施設に評価と言うことで行ったことがあるのですが、そこは入所施設でもあるのでちょっと違いますが、地域の方がいろいろな関わり方をしているので、アプローチの仕方でもやれる部分があるのではないかなと思った。それでは、この項目は2点ですかね。はい、それでは2点です。

団体の業務遂行能力

### 1 (1) 執行体制

- (B 委員) こちらの法人は現在の指定管理者であり、実績もあること、障害者も5名雇用し、うち3名が聴覚障害者であるということで頑張っているから5点とした。
- (D 委員) 私は聴覚障害者の雇用が21名中3名では少ないと思い、3点とした。
- (E 委員) 私も少ないと思う。
- (D 委員) 障害者雇用の方すべてが聴覚障害者であって欲しかった。特に当事者団体であれば3点でいいと思う。
- (A 委員) ご指摘はごもっともだと思いますので、それでは3点とさせていただきます。

